

文化の差異に関する研究部会 戦時海運研究部会

合同セッション報告

国際人道法とは何か

講師 小池政行 (日本赤十字社事業局国際部参事)

とき 平成十一年十一月六日

ところ 星陵会館会議室

司会(中島洋) 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日のテーマは、「国際人道法とは何か」でございますが、実は小池政行先生は、一昨年八月号の『世界』、昨年九月十八日付『朝日新聞』の「論壇」、また、同じく昨年十月十日付の英字新聞『アサヒ・イブニング・ニュース』、さらに、ことしの三月十日の『読売新聞』夕刊、あるいは四月十九日の『日本経済新聞』、朝日新聞刊の『論座』

六月号などで、わが国が一九五三年(昭和二十八年)に国際人道法を批准したまま、一九七七年に追加された二つの追加議定書を批准することなく時間が経過し、ほぼ半世紀にわたって日本では忘れられた国際法になっているが、世界の現状からすれば由々しき問題であると、重ねて警鐘を鳴らしてこられました。

また、月刊誌『諸君』のことしの六月号でも、防衛大学の真山全教授と「国際人道法とは何か。コソボの悲

劇は明日の我が身」という対談をされておられます。

小池先生のお書きになったものによりますと、第二次大戦後、人類は二百回以上の戦乱を経験しているということでもあります。そして、国際人道法というのは、戦争や武力紛争は根絶したいくれども、実際には、世界各地で絶えず起きている。それならば、犠牲者を最小限に抑えるルールを強化しようという、現実に即した国際法であるということを強調しておられます。

本日は、国際人道法とは何かという基本的なこと、それから、万一、われわれ一般人が武力紛争に巻き込まれた際に、国際人道法のうち、どのようなことを知っていなければならないかということなどについてお話を伺いたいと存じます。

小池先生は『論座』六月号でも、「日中戦争、太平洋戦争で捕虜虐待の罪で戦犯として裁かれた者が多かったのは、日本が一九二九年の捕虜条約を批准しなかったことに密接に関係して

いると思える」とも書いておられます。現今の情勢から考えますと、日米防衛協力のガイドライン、今後の有事立法などにも関連する問題であると存じますので、今日は小池先生から詳しくご講述を賜りたいと思っっている次第でございます。

小池先生、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

赤十字・赤新月社国際連盟と赤十字国際委員会（ICRC）

小池 ご紹介にあずかりました日本赤十字国際部の小池でございます。

私は一九七八年に外務省に入りまして、経済局に一年見習いで勤めたあと、外務省員として北欧のフィンランドのヘルシンキの大学で二年間フィンランド語と、北欧外交を勉強しまして、そのあとはずっと九四年まで外務省におりました。

その後、首相補佐の政策秘書というのをほんの少しだけ勤めまして、九五年から赤十字の国際部で、国際人道法の普及に携わっております。

赤十字と国際人道法というのが、どういうふうにつながるかというところからお話を始めますと、国際人道法という言葉は非常に馴染みがなくて、新聞社の方とか、それから外務省とか法務省とか、そういうところの方と話し

ていても、国際人道法なんていう法律があるのかという感じなわけです。

これは無理もないことで、もとをたせば戦争法、ないしは戦時国際法という名ですと話されてきた事柄で、それが中島専務理事がお話になったように、第二次大戦が終わったあと、戦争の形が変わってきたという認識が、国連とか、それから戦争の時の救護活動に従事している赤十字の間に沸き起こってきたわけです。

赤十字は、実は世界的な組織ですけど、二つの大きな目的があります。一つは自然災害でいろいろな飢餓とか、病気になった人々を助ける。それをやっているのがスイスのジュネーブに本部があります赤十字・赤新月社国際連盟です。これは世界の百七十の赤十字社と、イスラム圏では赤新月、赤い三日月、新月のマークを使いますので、赤新月社が入っている組織です。これはよく新聞紙上に出てくるICRCという赤十字国際委員会とは全く別個の組織でありまして、自然災害の時に被害を被った人々を助けるというふうになっています。

それで、赤十字国際委員会（ICRC）というふうな新聞紙上では書かれるほうは、戦時救護、要するに戦争ないしは武力紛争で被害を被った人、難民となったり、傷ついた人々を助けるという組織です。ですから今日のお話

の中で、赤十字といいますが、これは赤十字国際委員会、ICRCというところが関わっているという話です。

ICRCというのはスイス人がつくっている組織で、ほとんどのメンバーはスイスの国籍を持っている人です。国連と同じように世界各国政府からお金を貰ってまして、この組織を動かしている、たとえば今話題になっているチェチェンでも、ロシア赤十字と共同して、戦病者の保護などをやっております。現地ではその国の赤十字とか、ボランティアの力を借りますけれど、執行母体といえますか、その核になっているのはすべてスイス人の組織です。

まあ、こういう話というのはなかなか普通の人々にはすぐわかっていただけないのですけれども、赤十字の発祥からいいますと、このICRC（赤十字国際委員会）のほうがそもそも目的に添った組織で、そのあとできた連盟のほう、赤十字・赤新月社国際連盟のほうは、戦争の時だけではなくて、平時においても困っている人を助けようという考えから生まれてきたものです。

戦争の形態が変わってきた

話を戻しますと、戦争法、戦時国際法といわれてきたのが、一番最初に国際人道法という言葉が使われましたの

は、一九七一年でございます。その時、国連が今お話した赤十字国際委員会、ICRCと協力で、武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展という国際会議を、各国政府の代表を集めて開きまして、その時、この会議の名称の中で初めて国際人道法という言葉を使ったというのが発端です。

なぜこのあたりで国際人道法という言葉を使い出したかというところ、第二次世界大戦後に起こった大きな戦争、朝鮮戦争とか、アルジェリアの独立戦争とか、それからアフリカのいろいろな国で起こった民族解放戦争という中で、古典的な戦争といえますか、制服を着た国家の軍隊同士が戦うという形態から、民衆の中から独立運動が起こってきて、ゲリラ闘争をするとかいう形の、これを武力紛争というふうにいっている人が多いのですが、そういう紛争が起こってきた。

そうしますと、今まで戦時国際法とか、戦争法というのは、古典的な国と国との戦いで守らなければいけないルールを定めていた国際法をいっていたわけですけど、どうも人間的な根源的な権利である生命、生きるという権利を奪うような形のグループ紛争、要すれば一般の市民もその戦争に非常に大きな形、戦闘員になったり、戦闘員の補助をするという形で巻き込まれると、そういうのは人道にも反するのではな

いかということになってきた。

そういうことを守るのが人道、人道というのではないかと、この七一年の会議で国際人道法というのを使おうというふうには、これは赤十字国際委員会から提案があったと聞いていますけれども、そういう形になってきたというので、三十年近いですけれども、そのぐらいの期間しかこの国際人道法という言葉は使われていません。ですから非常に馴染みがない言葉となっているわけです。

では、国際人道法というのは何を指すのかといいますが、さっきのお話にもあった一九五三年に日本が入った条約があります。それは一九四九年にできました。ジュネーブ四条約、四つの条約と呼んでいるのですが、この条約が中心となっているという考え方が、狭い意味での国際人道法のとらえ方です。

もう少し広い意味で考えますと、戦争における傷病者の保護という流れとはまた別に、これはハーグといいますが、ハーグという人もいるんですけど、オランダの都市の名前を付けているんですが、ハーグ条約というのがいろいろございます。

それはどちらかというと、武器の使用、ダムダム弾——体内に入ってから非常に細かくわかれる、そういう武器を使うのを禁止するとか、それから

ブービット地雷というのがあって、近づいたら爆発するというような地雷で、そういう地雷を使うことを禁止する。それから化学兵器とか、そういう兵器を使うことを禁止するという流れの条約でハーグ条約というのがあります。

ですから広い意味では国際人道法というのは、そういう武力紛争や戦争に関わるジュネーブ条約の流れの条約とハーグ条約という流れ——戦闘行為の規制ですね——を司っている条約の、この二つを示して国際人道法といえます。

今日は狭い意味のほうの国際人道法、このジュネーブ四条約のお話を少し詳しくしてみたいと思います。そのあとで、前以て中島専務理事から幾つか大変いい質問をいただいているので、概略的な話をしたあと、質問をご紹介します。その答えというわけには必ずしもならないのですが、それに対する問題提起とか、どういう解釈が可能かということをお話したいと思います。

ジュネーブ四条約

一九四九年にできたジュネーブの四つの条約ですけど、簡単にいえば陸上の戦いで傷ついた人を保護しようという条約が第一条約としてあります。

同じような形で海上における戦いの戦

病者を保護しようという条約が第二条約といつて一つあります。三番目に第三条約といつて捕虜を保護しましょうと、捕虜を虐待したり、正式な手続きを経ないで軍律裁判ないしは軍事法廷で裁くということではできないというように第三条約、捕虜の保護の条約とい

うのがあります。最後に文民、つまり軍人でない人を全部文民という形でまとめられますけれども、文民を保護する条約といつてあります。これを合わせてジュネーブ四条約といつています。

今この一九四九年にできたジュネーブの四つの条約に入っている国は百八十八あります。つい最近まで国連の加盟国は百八十五だったんですけど、このあと三つ、これは太平洋諸島の国も確か含まれたと思いますけれども、この秋に新たな加盟国ができましたので、国連加盟国の数も百八十八。ですからこのジュネーブの四つの条約というのは非常にユニバーサルといえますか、世界の条約の中でも国連憲章と並んで加盟国数が多い条約となっています。

日本は一九五三年に入ったわけですけど、この時は戦後すぐ一九五一年にサンフランシスコ講和条約が結ばれ、その中で連合国が、主としてアメリカですけれども、アメリカのほうの要望で日本が戦後の国際社会に復帰する時、文明国である国は当然入っているよう

な条約にはみんな入りなさいということとで、いろいろの条約に入るといふ宣言を日本政府に求めました。

日本政府はサンフランシスコ講和条約の時、このような国際条約に入りますと、宣言をしたわけですけど、その中に含まれていた条約の一つがこのジュネーブの四つの条約です。ほかに麻薬取引の禁止とか、民間航空機の運航に関する国際条約とか、そういうものもろの条約があったのですが、それと同じ並びの中でこのジュネーブの四つの条約に入ると宣言しまして、一九五三年に入りました。

普通は日本が条約に入る際は、当然、衆議院と参議院で審議をするわけで、それで賛成を得て日本は条約に入る、批准することになるわけですけど、この時は審議はしませんでした。というのは、サンフランシスコ講和条約が発効してから一年以内に入れたというふうな条件を付けられていまして、国会審議をやっていたら条約に入る手続きができないということ、入りませよという批准書、条約に加入するといふ寄託書といふのでですけど、それを先にスイス政府に預けまして、入ったあと一応国会にこういう条約に入りましたという説明をしたという形です。

ここところの一つ、実は世界の中では戦争という、国家の最終意志を示

す行動、つまりなんでもありということともいえるのですけれど、そういう中でも最低限守らなければいけないルールがあるという意味でのジュネーブの四つの条約のことが国民によく知られるという機会を逃したわけです。

しかし、ジュネーブの四つの条約の中にはどの条約にも、この条約の内容を戦時、平時を問わず一般国民に知らせることという項目があります。それは国の義務であるとしているわけですが、特に戦争に関わる軍人には教えないといけないとなっております。

今、ガイドラインとか、有事立法という話があるわけですが、防衛庁は一九八〇年代からこのジュネーブ四条約を非常によく研究しております。先程お話しした赤十字国際委員会、ICRCがアジア各地で何回もセミナーを軍関係者に行っております。それにも防衛庁は毎回出ておまして、それから防衛大学校、それから幹部学校でも相当の時間を割いて、主として将校に当たる人々にこの条約の内容を教えています。

当然、軍隊には交戦法規というか、交戦の決まりを書いたものもありますけれど、その中にもこのジュネーブ条約に書かれていることを採り入れるというふうになっております。

ただ、もう一方の一般の人々にもジュネーブの四つの条約の内容を知らせな

ければいけないというところの義務は五十年間まだ行なわれておりませんが、たとえば学校の教科書の中には、ジュネーブ四条約とか、国際人道法とかいう言葉はありません。一方で人権、世界人権宣言とか、子供の権利条約とか、そういう人権ということは非常に多く教科書の中にありますけれど、人道法とか、人道という言葉は、現在のところございません。

一九七七年の追加議定書

お話をまた戻しますと、ジュネーブの四つの条約ができたあと、一九四九年のあとですけれど、このあとにもまた多くの戦争、武力紛争が起こったわけです。そういう戦争の中で出てきた一つの形態がゲリラという戦いのやり方です。

要するに以前の古典的な戦時、まあ国際法の中の戦争法、ないしは戦時国際法の中では制服を着て、その集団に責任を負う指揮官がいて、そしてそれが明確に戦時国際法を守るという意志を有するという、この三つの条件を揃えてなければ、これは戦時国際法の対象にはならなかったわけです。たとえば一般の服装をした人が突然銃を持って戦うということをして、もし、一方の相手が敵国ないしは敵側に捕まれば捕虜としての扱いを受けないことになっ

ていたわけです。

要するに捕虜でなければすぐ殺傷、殺害したり、もちろん正式の手続きを経ないでも殺害してもよかったわけですが、ゲリラ戦という形が出てきたから、それでは戦時国際法を適用できなくなってくる。それからジュネーブの四条約に書かれていることを守られない事態が起きてくるということ。一九七〇年の初めあたりから、ジュネーブの四つの条約に追加して、ゲリラ戦も対象にして規則を付け加えなければいけないということになりました。一九七七年に二つの追加議定書、条約と同じですが、追加議定書というのができました。

この追加議定書の中に戦争という言葉はありませんが、武力紛争という言葉を使っております。

第一の追加議定書のほうは国際的な武力紛争における犠牲者の保護。第二の追加議定書のほうは非国際的武力紛争における犠牲者の保護というふうになっております。この第一追加議定書のほうの加盟国は、今現在、百五十五は百四十八の国が入っております。

この中には日本にとって潜在的な一つの脅威であります北朝鮮、それからロシア、ソ連崩壊後生まれた多くの、この前も人質事件がありましたけれど、キリギスとか、タジキスタンとか、ウ

ズベキスタンとか、そういう国もみんな入っております。世界の主要な国で入っていないところはアメリカと日本という具合になっています。

なぜアメリカが入っていないかといいますが、民族解放戦争をやるゲリラに一定の資格を与えるような国際条約には入りたくない、ということが一番大きな理由なわけですけれど、アメリカは一九八七年にレーガン大統領が国際的武力紛争における犠牲者の保護を決めた第一追加議定書には入らない、しかし非国際的な武力紛争における犠牲者の保護を決めたほうには入りますということを宣言しまして、議会にその二つの追加議定書の批准を求めたわけです。

けれども、議会のほうはこれはセツト、二つが一組のものであって、別々には審議できないということで審議を断わりまして、そのまま行政府のほうに戻したわけです。その後アメリカは特にこの二つの追加議定書に入ろうという動きはありません。

日本の場合

国内法が整備されていない

日本のほうも、一九五三年にジュネーブの四つの条約に入ったわけですが、そのあと実はこのジュネーブの四つの条約に入ったことによって国内法

を整備していかなければならなかったわけです。

たとえばある武力集団がある国から日本に武力攻撃をかけてくると、その武力攻撃をかけてきた相手を自衛隊が捕まえるということが起きた場合、自衛隊が捕まえた相手側の戦闘員をどのように扱うかということは、自衛隊法の中とか、その他の国内の中では書かれていないわけです。ですから、捕虜に関するところで国内法を整備しなければいけない。

それからもう一つ、たとえば医療のことで考えますと、相手方の傷ついた戦闘員を日本の医療機関が治療しているか、それとも治療してはいけないのか、そういう細かいところでも国内法は整備されていないわけで、そういう理由もあって、日本は五十年間武力紛争に関する国際条約の研究はあまりしてこなかったし、現在も入っていないという状況にあるわけです。

ただ、最近、ことしになってからですけれど、コソボとか、東ティモールとか、世界の注目を浴びる武力紛争が多く起こっているわけです。

コソボの例を取りますと、NATO軍の空爆が始まったあと、いろいろな報道機関でNATO軍の空爆が軍事目標ではないところにも加えられている、たとえば中国大使館誤爆事件とか、そういう事柄ですけれど、それをユーゴ

側が強く非難する報道が出たわけです。

また一方で、NATOはユーゴ側が米国の海兵隊員三名を、捕らえたことは違法だ、それをテレビに写させたことも違法だというふうに非難したわけですが、そういう非難をし合うもとはどこかといいますと、このジュネーブの四つの条約です。

ジュネーブの四つの条約、それから追加議定書のほうにも関わってきませんが、攻撃は軍事目標のみに向けられなければならないというふうになっておりまして、NATOが空爆を行なった対象が、もし民間施設であれば、それは戦時国際法違反である。そういうことでユーゴ側は非難していたわけです。

一方でアメリカは自国の捕らわれた海兵隊員が顔に痣をつくってテレビに出ていたわけですけれど、それを違法だというふうになっていたとは、やはりこのジュネーブ四条約の中の第三条約、捕虜の保護に関する条約ということになります。捕虜の保護に関する条約では、捕虜を公衆の面前に晒してはいけないというふうになっていて、そういう意味でユーゴは捕らえられたアメリカ側の戦闘員を公衆の面前に晒したということで戦時国際法、国際人道法違反だということでアメリカは非難したわけです。

日本の報道機関の中の一部には、そ

ういう事柄に触れたところもありましたけれども、ほとんどはそういう事柄に触れずに、民間施設が爆撃されているとか、捕らえられた米国の海兵隊員がテレビに出ているとかいう報道があったわけですが、実はそれがジュネーブ四つの条約、それから二つの追加議定書の規定に違反しているんだというところからは少なかったわけです。

話を続けますと、なぜ赤十字が国際人道法に非常に関わるかといいますと、赤十字の発祥そのものが、かつて一八六〇年代ですけれど、ソルフェリーノという、イタリアの北のほうでオーストリア軍と、イタリア・フランス連合軍が戦ったわけですが、その時、非常に傷病者が多く出たわけです。

大体三十万ぐらいが戦ったわけですが、その半分以上が傷ついたという戦況だったということで、傷病者が治療もされず、うめき声をあげて、非常に苦しんでいるという状況を、アンリ・デュナンというスイス人の実業家が見て、これはなんとかしなくてはいけないということで、ヨーロッパ各国の王族とか、政治家に、戦争の時に傷病者を助ける国際団体をつくりましょうと訴えまして、ナイチンゲールという名前は有名なわけですけれど、実際、赤十字のほうはアンリ・デュナンというスイス人が提唱者で赤十字の創設者になるわけですけれど、この人が訴え

て赤十字という団体が一八〇〇年代の終わりから各国でできたわけです。

日本も西南戦争の時にやはり同じ団体ができまして、博愛社というふうにいったわけですが、その博愛社が二年か三年後だと思いましたが、赤十字という名前に変えまして、赤十字という名称をつけて、日本も百二十年ぐらい歴史があるわけです。

個人の行動を定めている条約

このジュネーブの四つの条約と追加議定書に「国際的な人道団体赤十字は」という文句が数多く出てきます。それは国際的なそういう人道援助団体の活動は保護されなければならないというふうになっています。要するに赤十字のマークないしは赤新月のマークを付けている傷病者を保護する人々は、攻撃の対象としてはいけないということです。

たとえば、船舶のほうでいいますと、病院船、船体を白く塗りまして、赤十字のマークを各所に付けている病院船は攻撃の対象としてはいけないわけです。そういう事柄から赤十字は条約の実行にも非常に関わってきましたし、この条約をつくる過程にも多く関わってきたわけです。

この条約を破った場合どうなるかいうことを考えますと、たとえば日本で

法律を破った場合、刑事事件を起こせば、裁判で懲役になったり、刑事罰を加えられるわけです。民事では損害賠償を求められたり、ないしはそういう民事罰を加えられるわけですけれど、国際法の場合、そういう形のものはありません。

世界には国際司法裁判所というのがありますけれど、これは国と国とのな んらかの、たとえば国境線の争いとか、そういう事柄に勧告的意見を出す。ないしは二つの当事者の国が判決に従いますという、あらかじめ同意があった上で、初めて裁判が成立して、その判決が有効性を持つという形になっています。

ですから国際法の基本は、条約に関わっている国がこの条約に従いますという意志に基づいているということ、それを犯した場合どういう罰が加えられるかというところまでは至ってないわけです。

この国際人道法の非常に特殊なところは、普通、条約というのは、国と国の関係をいろいろルールで決めるわけですけれど、この国際人道法は個人が、たとえば十五歳以下の児童を兵隊にとるとか、ないしは一般市民を戦闘行為の中で意図的に殺害するとか、そういうことをやってはいけないということを決めています、個人の行動をいろいろ決めていいる唯一の条約、国際法で

す。

ということ、もし日本がなんらかの武力攻撃を受けた場合、一般市民が激高して、武力攻撃をしてきた人、しかしその人はすでに戦闘能力を失っていて、武器も所有していないけれども敵側だということ、その戦闘員を殺すということが起きた場合、やはりジュネーブ四条約と追加議定書によれば、それは違法な行為になるわけですけれど、それを罰する形はできておりません。

しかし最近少し流れが変わってきました。アフリカのルワンダで内戦がありました。ツチ族とフツ族という二つの部族ですけれど、これがお互い同士を虐殺しあったわけですが、国連の安全保障理事会がこの内戦で行なわれた、虐殺行為を罰する臨時の国際法廷をつくりました。そこで実際にルワンダで虐殺に関わった人々が裁かれております。

そのあと、ユーゴ、旧ユーゴというふうになっていますけれど、ユーゴのいろいろな非人道的行為を裁く国際法廷も、国連の安全保障理事会がつくりました。

国際刑事裁判所条約の登場

去年こういう流れの中で、国際刑事裁判所をつくらうという流れが非常に

強く出てきて、去年の七月にローマで国際刑事裁判所条約、ICCというふうにいわれているんですが、この条約が採択されました。

この条約は、六十の国がその条約に加入すれば効力を発生することになっています。この条約の採択の会議に携わった国は百以上あるわけですけれど、日本も皇太子妃のお父さん、小和田さんが、国連大使として非常に多くの活躍をこの条約の採択にされまして、積極的にこの条約の採択に努力をいたしました。

おそらくこのICCは国際刑事裁判所条約は、今現在は四つの国しか入っていませんが、この十年以内に六十の国を超えるというふうを考えられています。その六十の中に当然日本も入るといふふうになっております。

あとでもう少し詳しく説明しますが、日本も入るといふことになりまして、

この国際刑事裁判所条約が裁く対象は戦争犯罪、要するにジュネーブ四条約と追加議定書に書かれていることに違反した人を裁きますよと、独自の検察官と裁判官をもって懲役、それから賠償金、両方ある。日本の法体系の中では刑事罰と民事罰両方を科していくといふのは異例なんです、ICCの国際刑事裁判所条約は両方を科す形になっておりまして、日本の国民がもしこのジュネーブ四条約と二つの追加議定書

に書かれてある事柄に違反する行為をした場合は、十年を過ぎたあと、二〇一〇年以降には、おそらく日本の国民も、そういう戦争犯罪を犯した場合は裁かれるというようになってくると思います。

ガイドラインとの関係

そういう形で、今まで国際人道法、ジュネーブ四条約と追加議定書に書かれてあることは、ある意味では実効性を担保できなかったわけですから、担保される国際的な枠組みができてきつつあります。そういう意味では今後おそらく有事立法、それから新しいガイドラインの中でも、非常に重要な役目——役目というのはこれをよく知っていないければ、非常にまずいことになるということですから——を負ってくると思います。

たとえばガイドラインというのは実は二つありまして、一つは一九七八年にできた旧ガイドライン。この旧ガイドラインは日米安全保障条約に基づいて、主としてソ連が直接的に日本を侵略してきた場合、自衛隊と米軍はどのように法的に共同して軍事活動を行なうかというところを定めているわけですけれど、新しいガイドライン、これはいろいろ新聞で報じられていますように、日本に対する直接的な武力侵

攻ということではなくて、周辺事態、地理的概念ではないということですが、日本が直接攻撃されない場合でも、自衛隊と米軍が共同軍事行動を行なうことを可能としています。

その中では当然、後方支援の中での日本の地位というのがあるわけで、たとえば周辺有事に行動する米軍に戦略物資を送る、そういうことに一般の人々が携わる。ないしは周辺事態で傷ついた戦闘員を保護して、日本の病院で治療するというのも、当然想定されているわけですが、その場合、そういう戦略物資の輸送に携わる人、ないしは後方という概念の中で戦病者の治療に携わる人は、果たして攻撃対象としてはいけないのだろうか、それとも攻撃することができのだろうかかという複雑な問題を投げ掛けてきているわけです。

純粹に法律的な理論でいけば、戦略物資を送るということは軍事行動の一部ですから、それに携わっている人は、たとえ戦闘員でなくても攻撃の対象にはなり得るということになります。ですから日本の普通の人が輸送機関の中で戦略物資を運ぶということも想定されるのですが、その人は攻撃対象になっているということになります。

もう一方の日本の病院で傷病者を保護するという場合がありますけれど、これは攻撃対象としてはいけない。要

するにそういうところでは通常あるような形での軍隊でも使用されている赤十字のマークが使用されて、その赤十字のマークがあるところは攻撃対象にしてはならないということになりますから、攻撃対象としてはならないというふうになってきます。

ですから、ここ十年のうちにこのジュネーブ四条約とか、追加議定書というのは非常に国民の生活にも絡んでくる可能性のある条約になってくると思います。

もう一つ、これは国際人道法の特徴的なところでですけど、これは読売新聞に代表される有事立法推進派といえますか、有事立法しようとするほうにとっても、国際人道法というのが非常に力強い味方になります。

というのは有事立法というのは、ご存じのように三つの分類に分かれています、一つ目の分類が自衛隊の行動にかかるところ、要するに自衛隊の軍事行動を効率的に行なう国内法を整備していくところですけど、もう一つは、米軍の行動に関わるどころ、要するに米軍の行動を法律的に行なうところ。日本の普通の道路の上を戦車を通すとか、そういう細かいところにもかかってくるんですけど、そういうところの分類があります。もう一つの分類は国民の生命、財産をどのような形で有事の際に、保護するかと

いうところです。

日本は一九八〇年代からこの研究をしておりまして、すでに第一分類、要するに自衛隊の行動で、どういう国内法を整備しなければいけないかというところは、相当程度洗い出しが行なわれていて、政府もある程度発表しています。第二分類、米軍の行動に関わる場所。これは新ガイドラインにも関わってくるわけですけど、そのところの研究も相当進んでおります。

第三分類、生命、財産に関わる場所ですけど、そこは非常に遅れています、実は役所の分け方でいいますと、第一分類というのは防衛庁独自でもできる。第二分類は、防衛庁と外務省ぐらいが関わればできるといような話ですけど、国民の生命、財産を有事の際にどう守るかという話は防衛庁だけではできない、外務省だけではできない、ほとんど全省庁が関わってくるという話で、そのところは今のところ全く問題の洗い出しも、研究も進んでないという状況です。

国際人道法の国内委員会発足

唯一、内閣の安全保障危機管理室とこの間があるわけですけど、これは各省の寄り合い所帯で、そこで、これは第三分類と俗に言うんですが、各省庁の権限にまつるところの研究を行

なっています。

今お話している国際人道法というのは、おそらく、全部の事柄にも関わってくるんですけど、第三分類に非常に大きく関わってくるということで、内閣の安全保障危機管理室との連携も必要となってくるわけですが、去年、赤十字のほうで、外務省と防衛庁の担当者を招きまして、国際人道法、戦争法ともいいますし戦時国際法ともいえるのでですけど、その情報を交換しようという会議を一九九八年の二月にスタートさせまして、予算年度でいう今年の三月末までに五回会議をしました。そこでいろいろ防衛庁内部における戦時国際法であるジュネーブ四条約と追加議定書の研究、教育がどの程度行なわれているか。国際法的観点から外務省としては、これをどのようにとらえているのかというところの情報の交換が相当程度できました。

そういう積み重ねをバネとしまして、今年の四月に国際人道法の普及に関する国内委員会というのをつくりまして、実はこの国際人道法の普及に関わる国内委員会をつくれという勧告が、一九九五年の国際会議で行なわれていました、その会議は、日本も参加した会議ですけど、国際人道法の普及のための国内委員会、関係省庁、関係団体を集めた国内委員会をつくれという勧告がされていまして、それに基づいて、

今年の四月に国内委員会が創設されました。

国内委員会の中には外務省、防衛庁、そして文部省、文部省というのはちょっと奇異に感じるかもしれませんが、要するに国際人道法の普及ということを考えますと、学校教育の中で、国際人道法を扱ってもらわなければならないということになってくるわけです。

国内での国際人道法普及問題

たとえばドイツとか、フランスとか、ヨーロッパの多くの国では、学校教育の中で、どういう事柄が国際人道法の中で決められているかという教育が相対程度行なわれていまして、そういう事柄を日本においてどの程度やるかという問題もあるわけですけれど、行なわれなければならない。もともと一九四九年のジュネーブ四条約にはこの内容を普及しなければいけないという義務が課されているわけですから、それをやるということで文部省にも出ていただいているわけです。

これは過去、四月から今まで二回会議をやっております、将来はたとえば、外務省は新しい外交官を採りますと、約一年間いろいろな研修をさせるわけです。本省で実務の研修をしたり、集中的に、相模原に外交研修所というのがありますけれど、そこでいろいろ

な研修をやるわけです。そういう中でやはりこの国際人道法というのを取り上げてもらうということ、国内委員会の中で話し合っております。

たとえば、文部省の関連で言いますと、教科書を作成する会社とか、教科書を検定する文部省の人、こういう人もこの国際人道法の知識が必要ではないかということ、将来近いうちに、そういう人々に対する国際人道法の普及のためのセミナーをやるという話も、この国内委員会の中で話されています。

ですから、今大体お話ししたように、国際人道法という聞き慣れない言葉が、一九七一年あたりから出てきて、世界の情勢が非常に大きく、ソ連が崩壊したりしたあと、大きく変わってきたわけですが、冷戦が終わって武力紛争がなくなるかと思ったら、逆に増えているという状況にあるわけで、その中でこの国際人道法の重要性は高まっているのではないかと、ある程度の認識が国際的にも国内でもできつつあるという状況です。

国際刑事裁判所は何を裁くか

さっきの国際刑事裁判所のことをちょっと話しますと、これをつくろうという動きは、実は相当古くからありまして、一九四七年にすでに国連総会で裁判所の設立規定をつくるための委員会、国

連国際法委員会といえますけれど、これが決議されていまして、つくられました。

しかし、冷戦構造の中では、あまりこういう事柄に対して共同歩調はとられませんでしたが、九〇年代に入って、さっきお話ししたルワンダとかユーゴの、臨時ですけれど、国際法廷ができました、実際にどういいう規則が必要だとか、どういいうふうに裁かなければいけないかという、相当程度の共通認識ができただけです。

そういう中で、先程お話ししたように九八年の七月に条約ができたわけですが、それは一体何を裁くのかといえますと、集団殺害、これはジェノサイドという言葉を使っている例が多いのですけれども、ジェノサイド、集団殺害をやった人間を裁く。これはどの程度が集団かという論議もあるのだと思うのですけれど、とにかく集団殺害をやった人間を裁く。

次に人道に対する罪を犯した人間を裁く。これはどういうのが人道に対する罪かということを考えますと、裁判所の規則によれば、奴隷状態を強制的に生じせしめるとか、ある一定地域の住民を強制的に追放するとか、非常に多数の人間を強制的に拘禁するとか、それから拷問、強姦、それからある一定の団体に対する迫害、それからパルトヘイト、人種差別。それからほ

の他、非人道的な行為であるといっているわけですが、そういう決め方をしています。

これは非常に難しいところで、どういいう団体を強制的に迫害するといふうなことがいえるのかとか、拘禁といふのはどういいう状況をいうのかと、各国の常識の範囲内に任ずるというわけにはいかないわけで、そのために九八年の七月にこの条約ができたあと、頻りに各国の専門家が会議して、細かい規則を決めております。

今いった集団殺害と人道に対する罪に加えて、戦争犯罪、要するにジュネーブ四条約に対する違反、それから追加議定書に対する違反は全部裁きますというところで、裁判所の規則の三分の二以上を占めて、戦争犯罪をやった人は裁きますよというふうになっています。そしてもう一つありまして、それは侵略行為をした集団を裁くということ、これはまだ細かい定義づけが進んでないところですが、侵略行為は裁くというふうになっています。

ですから、集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略行為とこの四つを裁くのが国際刑事裁判所だというふうになっています。

「武力紛争」とは何か

大体、今のところで概略をお話した

わけですけれど、中島専務理事から前以ていただいたご質問を紹介しながら、おさらい的な形で、もうちょっとお話をさせていただきます。

中島専務理事のご質問の中に、国際人道法というのはどういうものから成り立っているのでしょうか。ハーグ関係の規則は入るんでしょうかというご質問があったわけですが、広い意味では両方入ります。戦闘行為とか、武器の使用をいろいろ規制しているハーグ条約と、戦争犯罪を規制しているジュネーブ条約両方が国際人道法ということになるわけです。ただ、狭い意味では、ジュネーブの四つの条約と二つの追加議定書ということになります。

次の質問に、武力紛争の定義はどのようになっているのか。一体何人ぐらいが武力で対立した場合に武力紛争というんですかと。たとえば東ティモールのようなどころでは日用雑貨ともいえる山刀、ブッシュ・ナイフ等で殺人行為が行なわれているわけですが、こういうご質問があります。これは国際法の上で武力紛争といえますと、警察力、要するに非常に限られた小火器といえますか、武器しか携帯していないで、その武器で殺傷できる範囲は、いつてみれば単数、一人とか二人とか、そういう単位でしか殺傷できない武器を有する警察力で、通常の安寧といえますか、治安を保つような状態は武力紛

争とはいわれないわけですが、その限度を超えて、非常に多数の殺害が可能な武力を以てしなければ治安が守られない状況というのは、これは武力紛争というふうには国際法学者は解しておきます。

いってみれば、ティモールのように、ああいうふうに入隊がなくなってなければ、治安が回復できないというようなところはまさに武力紛争というふうにいえます。

日本がなぜ二つの追加議定書に入っていないんですかとというご質問がありまして、これは追加議定書というのは、できるだけ人を保護しようという観点に立っていきまして、そういう意味で古典的な意味での戦闘員、制服を着て、明確に識別できて、武器を公然と持つてという要件を満たさない戦闘行為を行なう者に戦闘員、交戦資格、交戦団体の資格を与えるということになっていまして、それが公然と武器を持っていれば、それは戦闘員だと。

だから捕まえた時、捕虜の保護を与えなければいけないというのが追加議定書の趣旨なんです。そういうことをすると戦闘行為を行なう者が、一般の市民の中に紛れ込んで戦闘をする、そういうことをした場合、結局は一般市民の犠牲が増える。だから追加議定書は不完全だから入らないと、日本政府はいつているわけです。

日本も追加議定書採択へ

これも最近変わりました。実はこの十月の終わりにジュネーブで赤十字国際会議という会議がありました。これは四年に一回開かれるんですが、政府の代表も入る極めて珍しい形の会議です。赤十字と政府と両方が会議のテーブルに着くという形の会議で、そこでミレニアムということが非常にいわれまして、新しい千年期に向けて人道を保護するために一体何をするかということ宣言するというのが初めて採り入れられまして、各国の政府が宣言をしています。

日本政府は初めてそこで追加議定書の採択に向けて必要な検討をしますという表現を取りまして、追加議定書の採択を真剣に考えていますということになっています。ですからおそらく日本もICC II 国際刑事裁判所条約の批准に合致する形で追加議定書への加入を果たしていくということになると思います。

他の質問の中に一般の人が巻き込まれることもあるわけだけれど、国際人道法のどんなところを知っていなければいけないか。続いて具体的に日本が武力紛争に巻き込まれた際、なんらかの物資を輸送するための日本の船会社

の場合に、乗組員の一人ないしは多数の者が生命の安全の危惧を抱いて、乗船を拒否した。そしてその拒否したことに對して解雇をされた場合、こういう人々は国際人道法の保護という観点からはどうなるんですかとというご質問があったんですけれど、一般の人がどういうことを知っていなければいけないかというところでは、話の中にありましたように、攻撃というのは軍事目標だけに限るんですよということぐらいには抑えておく必要があるというふうに考えて欲しいと思います。

ただ、日本の場合は国内法が整備されていせんから、新ガイドラインができて、通常の船舶で後方支援行為を行なう場合、それを拒否した人をどうするかという問題までいきますと、おそらく国際人道法はそれにあまり関わってこないと思います。それはどのような雇用形態でそういうものが行なわれるのかとか、その規則がどうなっているのかというところの非常に個別な問題になってくると思います。

ですから不当解雇であったのか、そうではないのかというところを日本の裁判所が裁いていくということになると思います。その時おそらく国際人道法はそれほど裁判官の考慮の対象にはならないだろうという感じは持っていますけれど、ただ、日本の普通の人もその職業によっては、戦闘行為の中に

巻き込まれていくことがあるということとは、大きな問題だと思います。

最後のところはICCのご質問だったのですけれど、国際刑事裁判条約というのはまだ四カ国しか入っておりませんで、世界のほとんどの国は入っていないという状況です。

まあ、大体一時間十五分ぐらいで概略をお話し上げたんですのでけれど、少し教えていただく意味でも、質問を受けていこうかと思えます。

司会 小池先生、どうもありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

まず中原さん、戦時海運研究部会を代表して、ご質問の口火を切っていただけませんか。

中原 今、伺ったお話を大体の流れというのは私なりにつかめたようですけど、やはり問題は、私たちが戦争中の商船や漁船、いわゆる民間人が乗った船が、後方支援に巻き込まれて、船全体でいうと大小合わせて一万五千隻沈んでおりますし、戦死者は船員だけで三万六千人ほど死んでおる。それからその船が運んでいた兵隊さんが、一隻の船がやられたら、千人死んだ、二人死んだというのはさらにあるわけです。

それは日本の商船が日本軍の後方支援に従事しとるわけですから、アメリ

カとしては当然これを沈めれば、陸上戦闘で一個旅団粉砕するよりも楽だと特に米軍は日本陸軍と陸上で戦争するのを嫌がっていたようで、海上で片づけるという方向でやってきたわけですから、ご存じのように、私どもがかつて所属しておりました海員組合は、このガイドライン、後方支援には絶対に反対して、二度と繰り返さないというふうな、来週始まる全国大会で決定すると思えますけど、そういう意味で、何かあって日本の船がこのこ出かけていくというようなことは、もうあってはならないということだけです。

その辺も具体的に、では乗船拒否した場合にどうなるかということが出ていましたけど、かつては船主と労働協約を結びまして、ペルシャ湾あたりに入る船に乗船する人は、下船しても構いませんよ、そのことによって不利益な扱いはしませんというふうな協定を結ぶわけですが、しかし、実際、やっぱり一人対会社ということになると、なかなかそうはできません。

企業も国から動かしてくれ、あるいは米軍からこれ運んでくれといわれると、企業一社ではやっぱり拒否しにくいだろうというふうな、難しい問題が出てくると思うんです。その辺が国際人道法という法律がかなり有効な法規になるのかどうかということを考えてみるのですけど、その辺はどうでしょ

うか。さっき裁判所の問題だといっておられましたけども。

小池 一つルールが一般的になってくるためには、国際法の場合、時間と、そのルールに同意している国がどのくらいあるかということが非常に大きな要素になるのですが、そういう面からいきますと、ジュネーブの四つの条約というのは、五十年間存在して有効であり、百八十八の国が入っているというところは、たとえ条約がなくてもそれに決められている事柄は、通常守られるものだと。一般国際法というふうな言葉も使えますけれど、という認識になってくるわけです。

そういう面からいいますと、このジュネーブの四つの条約に書かれてあることは、国内法にも適用できるということとは可能ですけれど、そうなるためには、そこまで国内的に認識が進んでいるということが必要で、こういう戦争の場合にも非常に細かいルールがあるということが日本の中で、それほど一般化しているかというところ、それほどもないという状況があるわけです。

一般的に人は戦闘行為に強制的に加わることは、まあ西欧では良心的徴兵拒否とかいろいろあるわけですけれど、そういう場合も宗教とか、道義的な観点から自分はこれではできないという人々に対する徴兵拒否を認めているわけですから、この後方支援の場合は相当

難しい問題になると思うのです。

というのは日本において後方支援も戦闘行為の一部という認識が一般的にあるかというところ、そもそもジュネーブの四つの条約自体がそれほど人々に知られていないということもあって、一般的には後方支援という行為が戦闘行為の一部になり、現在の武力紛争の中では、それが攻撃対象になってくるという認識が非常に少ないので、これが一般化するまでは非常に難しいのではないかと非常に思います。

象徴的に読売新聞が、有事立法をする際に国際人道法というのが一つの風穴になるという考え方をするわけですが、もう一方で朝日とか、岩波に代表されるようなところが、これは人道を守る法律だという観点から光を当てますと、有事立法に拮抗するというか、反対していくものとしての国際法というところもできるわけです。

ですから、このジュネーブ四条約と追加議定書がどういう事柄を決めているのかというところを、これからは、広く論議の場に乗せていくということ、戦闘行為が現在の武力紛争の中ではどういう事柄を指しているのかということが一般化することが必要だと思います。それまでは巻き込まれてしまう場合が非常に多いのではないかと非常に思います。

中島(二三雄) ある国の船が赤字のマークらしきものをつけて、実際には兵器や兵員を満載して行くということが起こった場合、どうなりますでしょうか。

小池 そういう事柄が積み重なっていけば、保護の対象となるべきものも、そうではなくなる。あれは、ひょっとすると軍用のものかもしれないというふうになってくるわけです。それは結局は多くの国々に波及していった、Aも守っていないければ、Bも守っていない、Cも守っていないだろうというふうになって、結局は、この国際条約そのものが守られないという形になるわけです。

それを守られる形にしたいという場合は、そういう事柄は絶対に行なってはいけないと、きわめて道義的な、モラルのような話しか、こういう条約の場合は起きないという気がします。

でも、細かいところでは臨検をどういう形で行なえばいいのかとか、そういうところを相当程度各国が決められますから、今のところでは、いきなりたとえば病院船を、第二次大戦であったように攻撃するというをやった場合、相当程度の国際的非難を被るだろう。それを覚悟してもやるという国が今の世の中で出てくるかというと、極めて特殊な国は出てくるのかもしれませんが、そういう問題になって

くるのかなという気がします。

ですから報道機関の人がそういうルールを非常によく知った上で報道してもらおうということ、今、非常に運動はしているんです。

矢崎 日本で、国際人道法の四条約は採択されたけれども、あと追加議定書二つ、今のところまだ採り上げてないということですけども、日本でこういう話題が盛り上がりがない一番大きな理由は憲法じゃないかと思うんです。憲法第九条の第二項は、ご存じのように、要するに軍隊を持たない、それから要するに交戦権は使わないということになっていきますから、国際戦時法規を使わないということになると思うんですね。憲法でそういうものを使わないとしている以上その制約があって、国際人道法や追加議定書が論議されないんじゃないかと思うんです。その辺をどうクリアするかということですが、これから課題じゃないかと思うんですが、

小池 外務省の関係者も同じような意見をお持ちなわけです。要するにタブーだったわけですね。戦争を想定した議論をするということがタブーという時代だったわけですけど、ただ、これは絶対に犯してはいけないというものと、しかし「もし」、という場合と、やはり分けて考える必要があるん

じゃないかということ、今、相当程度政府の意識も変わってきてはいるんです。

やはりこの国際人道法、いってみれば戦時国際法を議論の上に乗せていくのは痛くもない腹を探られるというところがありまして、防衛庁でもかなり慎重です。

ですからガイドラインの法案が上程されている時は、防衛庁がこういう戦時国際法の研究に積極的に加わっていただきますということはいわないでほしいしいいたくもないという感じがあります。たし、やはり、そのところは先生ご指摘のとおり、日本においてこの議論はなかなかしづらいところがあるが、非常に大きな問題だと思えます。

ただ、変わってきているかなというところが多少あるなというところでしょうか。たとえば追加議定書の中に原子力発電所とか、ダムとか、そういうところは攻撃の対象としてはいけないということも決められているわけです。そういうところにはオレンジ色のマーク三つを付けるというような細かいところまで決めているんですが、そういうことを日本も知っておく必要があるんじゃないかという議論は結構あります。

ですから戦時の国際法という観点から取られれば議論しにくいのですけれど、もしもの時の担保であるというこ

とを考えると、追加議定書の議論はしやすいのではないかと思います。

たとえば追加議定書に無防備地域というところがありまして、これはその国の当局(自治体でもよい)がある一定地域を無防備地域と宣言しておきますと、そこには絶対的に武力を置いてはいけないのですけれど、その場合、無防備地域は攻撃してはいけないというところになるわけです。

そうすると、そういう観点から、日本の平和も守られるんじゃないかという議論をする人もいますし、これは非武装地帯とは違うわけで、無防備地域というのは絶対的に攻撃してはいけないということになるわけです。

たとえば報道関係者の保護ということも追加議定書の中に決められています。というところは、世界でいろんな残虐行為とか、集団殺害が行なわれた時それを報じるということとは非常に大事ですけれど、その報じる人を保護しなければならぬということも、この追加議定書に決められております。そういうところから議論に乗せていくというところでしょうか。

矢崎 もう一つ、今、追加議定書のお話が出たのですが、特に第二議定書それは対象が国家じゃなくて、内乱その他ですね。そういうものにまで適用されることになっているわけですが、

そうした場合に非常に素朴な疑問なんですけれども、国際条約の当事国は国家だったわけですね。ところが第二議定書だと、その対象はゲリラとか、民族紛争その他の国家でない団体に対する保護を加えるということで、一方の当事国は、その議定書を認められてれば義務が生ずるんですが、たとえばゲリラグループに、逆に捕まった場合に相手にそういうことを守らせるようなことは担保できるかどうかということが非常に問題だと思っんです。

相手はそういう当事国じゃないわけですから、条約には拘束されないという面が出てくるんですね。だからその辺がどうなるか。つまり国家だけは手を縛られるのだけれども、相手はフリーハンドになるということになるのではないかと思っんです。

人質を取ったテロ集団

小池 そのところなんですけれど、一九四九年にできた四つの条約に、同じ事柄が書かれているところがありまして、全部の条約に書かれているんです。共通第三条というのがあって、それは内戦のことを定めているのですけれど、内戦の時、絶対的に行なうてはいけない行為というのが決められていまして、人質とか、レイプとかいろいろ書かれているんですけれど、そう

いうことは内戦の時でもやっちゃいけないことになっているわけです。

そうすると、ペルーの日本大使公邸人質事件を考えますと、トゥパクアマルという武装集団は、国際的に自分たちが一つの交戦団体ということを訴えるためには、共通第三条に書かれてあるようなことは行なうてはいけないなかったわけですけど、人質を取ったわけですね。ということは、彼らは交戦団体ではなくて、テロ集団だということペルー政府にいわせる口実を与えるわけです。

ペルー政府はそれをもとに、たとえば彼らももし交戦団体であれば、あのように特殊部隊を突入させても、投降した者を射殺するということはできなかったわけですけど、ペルー政府の立場はテロリスト対策だったわけですから、テロリストに対してはそういう事柄を守らなくてもいいということになるわけで、武装集団の一方側にこういう規則を守らせるには、あなたが破った場合は、投降したあとでも無差別に殺害されてしまいますよということになるわけです。

だから自分たちの地位を保全するものであるという認識があれば、守らせる一つの担保にもなるかなということころがあります。

質問 国際刑事裁判所。これは対象

として、集団または国の実行した人を裁くのか、代表者を、それを命じた者を裁くのか、どうなるのでしょうか。

小池 これは非常に面白いところで、その行為を実行した人間、命令した人間、協議した人間、遡って全部裁いていきます。ということは、国は裁かないんですけど、それに関わった人間が、たとえば大臣がそれを発案して、指示して、以下日本の旧軍でいえば、大佐、中佐、少佐といって、それに関わってれば、そこを全部裁いていくというふうになっています。そういう意味ではきわめてよくできた条約だと思います。

栗原 私の乗っておった船でイラン・イラク戦争の時に、イラン海軍から臨検を受けたのです。アラブ首長国連邦の領海内を走っていたんですけども、無線で呼ばれて、領海の外に出るといわれて、仕方無く領海外に出たら、自動小銃を持ったのが八人ぐらい乗り込んできました。私も自動小銃を向けられて、一切通信するなと、結局、向こうに呼び止められた時から、他と連絡できなくなりましたわけですね。

辛い武器、まあ武器を積んでいるかどうかということで臨検がきたわけですけど、積んでなかったの、すぐに帰されたわけですけども、もし

積んでいれば連行ですね。しかし、積んでなくても積んでいるといわれてしまえば、他にどこにも連絡できないですから、そのまま行方不明的になっちゃうんですね。そういうようなことも起こり兼ねないということです。

船の場合は船が事故で沈んだのかどうかということも疑われたりなんかしますから、本当にそういうものに連れていかれたのかどうかということも一切連絡できなくなるのでわからないわけです。そういう臨検に関する人道法の何か規定はありますか。

小池 一九〇七年ぐらいにできた、先程お話ししたハーグの関連の規則の中には、臨検はどういう状況でやるかなど多少あるのですが、今、国際人道法といわれている、狭い意味でのジュネーブ四条約とか、追加議定書の中には臨検という言葉が一つもないんですね。そういう意味では船舶の関係者にとつては国際人道法に基づいてという議論が非常にしづらいところかなと思っます。

一九〇七年の条約では敵商船の乗員の取扱いというところもありまして、もしイラン海軍が、この場合は中立国もあるんですけど、そういう商船を捕獲した場合、どのようなことをしなければいけないかというような、氏名を通告しなきゃいけないとか、いろいろ書いてありますけれど、それは書面

で行なわれなければいけないとか。しかし、今の通常いわれている国際人道法という中には全然ないですね。

梶原 最近、国際人道法普及に関する国内委員会ができたそうですけれども、これはどこにできたのですか。

小池 これがちょっと複雑な話でありまして、国際会議での勧告は、通常政府に対して行なわれるわけですね。条約というのは、守る義務は国家にあるわけですから、政府なわけですから、やはり政府から何か戦時に関わるようなことを言い出すのはちょっと遠慮したいという感じがありまして、赤十字が音頭を取りまして、赤十字が事務局となって、会議も日本赤十字社のビルで行なうということで、今やっています。

本来あるべき姿は国がそういうことを率先してやるべきだと思います。ほか五十ぐらいの国に同じような国内委員会というのができています。けれど、他の例を見ても、国がやっている例が多いですね。でも、日本の場合はそれをやると、さっきいった痛くない腹を探られるみたいなことで嫌だということがあります。赤十字がやっています。

梶原 もう一つ、追加議定書ですが、先程のお話ですと、近々上程される可

能性があるということでしたが、可能性というのはどうなのでしょう。小池 いや、そんなに近い話ではないと思います。やっとそっちのほうに首が向いたというぐらいだと思うんです。ご存じのように、日本の場合は一つの条約を批准するというのは大変な行為で、日本語に訳すだけでもものすごく大変な作業らしいですし、日本の場合、法制局というのがあって、一字一句それがどういう意味を持つのかというのを検討していきますから、やはり十年ぐらいかかると思っています。

梶原 あともう一つ、東ティモールに関してですけれども、国際戦争犯罪裁判所みたいなものの、先程お話があったんですが、これは、もし成立するとすれば、どこに、国連の中に設置されるのでしょうか。

小池 ルワンダも旧ユーゴもハーグに設置しています。あそこに国際司法裁判所がありますので、安全保障理事会が決議して、場所を決めるのでしようけれど、ハーグの可能性が多いんじゃないでしょうか。

豊田 前の大戦中、現地の軍事法廷で裁かれて、承認されている例がありますけれども、今後はそういうことは、新しい法規では認められるのでしょうか。

小池 条約の中に書かれているのは、文明国が不可欠と認められる手続きを踏まない裁判は駄目だといっているんですね。しかし、その基準がどこにあるのかということはわからない。日本の場合も、おそらく前の戦争で軍律裁判というのはあったんですけど、それはよくいう軍事法廷とは違って、現地、要するに軍司令官が命じて、一種の略式裁判をする形ですけど、そういうことは日本の場合も多くあったんです。おそらくそこまでは、結局また認められるということじゃないかと思うんですね。

日本の場合、一九四五年に名古屋に航空機の工場や下請のところが非常に多くあって、B29が集中的に爆撃したんですけれども、機体が撃ち落とされた時にB29の搭乗員がパラシュートで降下したわけです。その時の名古屋の東海軍管区の軍司令官、岡田資さんという人が、米軍は軍事目標ではない一般市民を無差別に爆撃したから戦争犯罪人だということで、要するに捕らえまして、日本刀で首を斬ったわけなんですけれども、それが戦後裁判になりました。岡田さんというのは大変偉い人で、記録を読みますと、裁判の中で滔々と米軍の違法性を証明していったんですけれども、結局はやはり岡田さんは絞首刑になりました。

そういう意味では非常に難しい境目

の問題だと思えます。どうなのが文明国で通常不可欠と考えられるものなのか。おそらく、岡田さんの裁判で大きく働いたのは、それを銃殺刑にしてそれから遺体も正式に埋葬するという手続きを踏んでいれば、絞首刑にはならなかったかなと思うんです。

しかし、アメリカ軍にとっては、日本刀で首を斬って、多数を同じ穴の中に埋めるというのが、文明国が通常考える手続きではないだろうという意識が非常に強かったというように書いてありました。

だから、そのところが非常に難しい問題だと思うんですけど、岡田さんは正式に陸軍が認めた現地司令官に任されている裁量の範囲内の軍律裁判を行なって、その処罰の手続きも軍司令官が決めることができるということ、連日連夜空襲を浴びている時、銃殺刑なんかできやしないということで、首を斬ったわけですけど、それは通常、文明国に認められる手続きじゃないということ、絞首刑になったわけです。難しい問題だと思いますね。

矢崎 また非常に素朴な質問で申し訳ないんですけど、赤十字というのは要するに国際的にNGOだと思うのですが、どこの国の軍隊も、日本の自衛隊も、赤十字のマークをつけた車両を持っていて、実際に戦闘行為なんかあ

る場合は、医官というんですか、そういう人が傷病兵などの治療に当たると思っているんですけど、そういう軍の戦闘行為において赤十字のマークの付いたところで国として行なう医療行為と、赤十字との関係はどうなっているかというの、よくわからないんですが。

小池 軍隊が使う赤十字マークもジュネーブ四条約と同じ意味で保護の対象ということになっています。ジュネーブ四条約に書いてある国際的運動団体という赤十字も、たとえばボランティアの人が赤十字のワッペンを付けて、一般市民の医療行為を行なうというのも保護の対象になるわけですけど、両方、国際法上の保護の対象ということと同じものです。

ただ、これは各国によって違うらしいのですが、日本の場合は赤十字というのはあくまで独立をしているということ、たとえば有事の際に自衛隊の医療活動を行なう部隊と一緒に行動するということはないということらしいんです。

矢崎 マークだけは同じものを使っているんですね。

小池 マークは同じものを使うことになっていきます。たとえばイタリア軍とか、そういうところは軍の医療部隊に赤十字の職員も加わってやるということになっているらしいので、一緒に

やる国もあるということですよ。

矢崎 一番最初に、いわゆる国際赤十字・赤新月社国際連盟と、それから赤十字国際委員会と、別の組織であるというお話がありましたけれども、赤十字国際委員会のほうは赤新月は入らないんですか。

小池 赤十字・赤新月社国際連盟というのは、各国が持っている赤十字、ないしはイスラムの国が持っている赤新月の連合体ということで、赤新月社赤十字社両方入るんです。ただ、赤十字国際委員会のほうはスイス人のメンバーからなる国際団体ということで、赤新月の人は入っていません。

ただ、活動する場所は全世界ですから、たとえばイラクでICRCの人が活動するということはあり得るわけです。

司会 両方とも本部はジュネーブなのでですね。

小池 ジュネーブです。

司会 別々な建物ですか。

小池 別々です。

杉本 最近の紛争、紛糾を見ましても、暴行、あるいは虐待、殺戮とあって、それは条約で禁止していることはわかるんですけども、もっと広い意味で考えますと、たとえば核の問題だ

とか、化学兵器の問題とか、それはやっぱり人道によくないということ、ざっといわれてきていますが、そういう問題に対して、たとえば核の実験の禁止条約の問題であるとか、核拡散条約の問題であるとか、そういう問題に対して国際人道法はどういう影響力があるのかどうかですけれども。

小池 核とか、化学兵器とか、そういうものも、ちょっと説明不足でしたけれど、ハーグ系の流れというふうにとらえられていまして、CTBTとか、NPTとか核のものや、それから化学兵器禁止条約とか、そういうものも大きな意味では国際人道法というところからです。

狭い意味でのほうのとらえ方の、追加議定書のほうにも、非常に長期にわたって苦痛を与え、それから非常に甚大な環境破壊を及ぼすものは使っちゃいけないというところがありますけれど、それをとらえて、要するにこれは核兵器だというふうに主張する国も多いいんです。

しかしたとえばイギリスは、この追加議定書に去年入っているのですが、その非常に長期にわたって苦痛を与え、自然環境を破壊するところ、核兵器を意味しないとイギリスは解するということに留保を付けています。

この追加議定書の精神は核兵器も禁止したいということらしいのですが、

狭い意味での国際人道法では核兵器は具体的には禁止していない。広い意味の中でNPTとか、CTBTとかという条約も人道法としてとらえて、核の規制、制限を行なっているところでしょうか。

上沢 前の大戦の時にミクロネシア、台湾、沖縄などから、民間人の引き揚げをしましたが、それが相当攻撃されて犠牲を出したのですけれども、今後は、具体的にどういう方法になるのでしょうか。船に赤十字を付けて相手国に了承させて、乗っている人間は戦闘員じゃないということを証明すれば攻撃の対象にならないのか。今後の問題もありますので、具体的にどういうふうにしたらいいの、だろうかという点が疑問なんです。

あの時、アメリカは無差別攻撃を宣言していましたから、やむを得ないのかなという気もしないでもないんですけど、今後そういうのはどういうふうにしたらいいのか。

小池 それはやっぱり盲点のような気がしますね。やはりそのように大量に一般市民を輸送するものに対する識別というのは、この中に入っています。

二宮 昭和十七年でしたか、交換船といって大きな客船を使って、敵国人



小池政行氏

が出ました。

中原 占領地の連合軍の捕虜を乗せた日本船が、アメリカの潜水艦にやられて死んでいる捕虜も多い。

司会 これからは、第二次大戦の時と違って、衛星通信とかいろいろな通信手段がありますから、それこそ、いきなり赤十字国際委員会にお願いをして仲介に立ってくださいますかというお願いみたいなことができるのでしょね。あの頃は、電波が届く範囲も決まっていたんですが。

中原 国際人道法が日本人の心の中心にぴしっと入ってしまおうと、これは嫌だ、これはやるというようないことがはっきりいえるのだらうと思いますが、私も人権というようないことは、かねがね関心はありましたけれども、国際人道法というのは初めて聞く話だから、ちょっと戸惑いますね。

梶原 普及啓蒙活動というのはどういふふうにするわけですか。学校の教科書だけでこと足るのでしょか。

小池 今具体的に考えているのはそこなのですが、それからマスコミを利用するということも必要ですけども、要するに戦争で守らなければいけないことというのは、戦争になってから、急にこれとこれとこれがありますとい

ても守られるものじゃないだろうということ、日常から普及しておくべきでしょうけれど、日本の場合は難しいと思いますね。

岸本 人道法というのは、戦争に関わる問題でしょう。いま日本政府は有事立法を決めようとしているわけですね。そして戦争の準備を具体的にするわけです。国際人道法はそれと密接に絡んでいるから、私も非常に不安なんです。これ自体を討議するというのは戦争の準備と背中合せでしょう。法制上の準備と背中合せで進むところに問題があるのではないかと思います。

一応こういふのをやりましたということ、有事立法のガス抜きに利用される恐れがあるのではないかと気がもします。軍隊を持っている国の一般論としては極めてよくわかるのですけれども、日本の今の状況では、米軍の行動に如何に効率的に協力するかという問題と、国民の財産、生命をどう考えるかと、全然対立した問題がある中で、人道法がどういふふうに関わってくるかということになると、非常に心配です。

小池 おっしゃるとおりですね。両刃の剣ですから。

梶原 しかし、全然ルールを知らないというのも問題です。というのは日本国内の問題だけじゃなくて、海外に

行っている邦人もいますから、日本では全く教育されていなくても、世界ではそういうルールになっていきますよということ、赤信号、青信号みたいに、知らないといっても、なんでそんなのを知らないのといわれた時に問題です。法案の審議の段階でいろいろな論議が出てくるでしょうけれど、国際人道法そのものの存在自体を知らないということ、非常に問題じゃないかなと思います。

国が法を整備するというのは、また別問題で、国民が誰もたとえば赤十字のマークがどういう意味をするのかを知らないとか、紛争地帯から邦人だけで帰国しようということになって、作戦行動中の軍艦なんかに乗って帰った場合に、それが攻撃の対象になることを知らないとか、そういう場合に責任者も国際法を知らないというのは、これは恐いことです。

豊田 国民の世論というのは相当、ものごとの背景を見通すような視点ができていような気がします。ですから、そういうのが出てきた時に、ああ、政府が意図的にやろうとしているんだということだとか、だけど、やっぱり知らなきゃいけないものは知っておけばいいじゃないかとか、しかし、そこにくっついていっているものの中には、いかにいかにとか、そういう良識が

をモザンビークかどっかに運んで、向こうからも日本人をそこに連れてきて交換し、それから日本に連れてくるというのをやりましたけど、その中継地点の上海まで運んでくるのに、私は二千二百トンほどの客船に乗っていたんですが、船腹に白の十字を入れて、それから煙突にも白の十字のマークを入れて、普通は灯火管制して走る海面を、照明を点けたまま走るといふことをやりました。

上沢 トラックから引き揚げた人たちは、海軍の徴用船に乗ってきたんですね。それしか船がないということだったんです。それでやっぱり最大の犠牲

出てきているような感じがするんです。だからやっぱり思い切って論議をしなから入っていかなければと思います。こういうことは、ぼく自身も初めて聞いたのですが、相当知っておかないと、これから国際的には通用しないという感じがしますね。あまりに日本人というのとはそういうことを知らなすぎて、大事なところで国際的に笑われているようなところがある、そんな感じがします。

司会 それで一つ具体的に、例の東ティモールの場合に、九月の六日、日本政府の連絡事務所の人と、日本人記者団とNGO関係者が日本政府のチャーター機で、ディリからウジュンパンダンに脱出したわけですけど、それとは別に海上保安庁の船が近くに待機していて、場合によってはそれをディリの港に入れてそれで出ようとした。あの時、仮にチャーター機で脱出できなくて、ディリの港、つまり紛争地に日本政府の船が入って、それに乗ったところで、武装勢力から攻撃されたとか、インドネシア軍から攻撃されたとか、こういうケースが起こったとしたらどうなりますか。

小池 軍艦でも軍用機でも目的が一般民間人の避難ということならば、保護の対象であるんです。

司会 軍艦であってもいいのですか。

小池 そうなんです。つまり敵対行為をするかしないかで判断するところであって、敵対行為を行なう能力があるかないかじゃないというところなんです。

司会 そうしますと、もし攻撃されたり、あるいは捕まえられて人質になったりすれば、それはやはり、さっきの今後の国際刑事裁判所の対象となるというわけですか。

小池 なります。

司会 この問題は、われわれ自身、充分に知識として身につけているべきだということがよくわかりました。本日は小池先生、みなさん、どうもありがとうございました。

(文責・中島洋)



風速換算表 (1999年10月訂正)

mph	knot	mps	mps	mph	knot	knot	mph	mps
30	26.1	13.4	15	33.6	29.2	20	23.0	10.3
40	34.8	17.9	20	44.7	38.9	30	34.5	15.4
50	43.4	22.3	25	55.9	48.6	40	46.0	20.6
60	52.1	26.8	30	67.1	58.3	50	57.6	25.7
70	60.8	31.3	35	78.3	68.0	60	69.1	30.9
80	69.5	35.8	40	89.5	77.8	70	80.6	36.0
90	78.2	40.2	45	100.7	87.5	80	92.1	41.2
100	86.9	44.7	50	111.9	97.2	90	103.6	46.3
120	104.3	53.6	55	123.1	107.0	100	115.1	51.4
140	121.6	62.6	60	134.2	116.6	120	138.1	61.7
160	139.0	71.5	65	145.4	126.3	140	161.1	72.0
180	156.4	80.5	70	156.6	136.1	160	184.2	82.3
200	173.8	89.4	75	167.8	145.8	180	207.2	92.6
220	191.1	98.3	80	179.0	155.5	200	230.2	102.9
230	199.8	102.8	90	201.4	175.0	210	241.7	108.0
240	208.5	107.3	100	223.7	194.4	220	253.2	113.2

mph = miles per hour (時速 1,609 メートル)、knot = 時速 1,852 メートル、mps = meters per second (秒速)